



# まちかど情報局

Street corner Intelligence Agency

町の副町長に、弦間正仁氏が就任！



3月議会において、町の副町長に弦間正仁(げんまさひと)氏が就任することが決まりました。弦間氏は甲府市在住で、副町長就任前は、県職員として観光振興課に在籍し、県の観光行政全般にわたって広い見識を持つておられます。これからの町の観光振興に「」尽力いただけると期待しています。

渡辺キサさん  
百歳おめでとうございます！



キサさんを囲んでご家族と町長

イルカさんが特別町民に

3月13日、町役場コンベンションホールで歌手のイルカさんを特別町民に認定する顕彰状贈呈の式典が行われました。ステラシアターでのコンサート活動や町うたの制作にボランティアで協力いたしました。



イルカさんは、町長直筆の顕彰状と特別町民章を受け取り、町民のみなさまに一步近づいたと語りました。式典後は、ふじ山麓児童合唱団と町制5周年を記念して作った町うた「木の花の開く頃に」の合唱を行いました。今後も地域文化発展に「」尽力いただけたことでしょう。ありがとうございます。

読書感想画中央コンクールで優秀賞

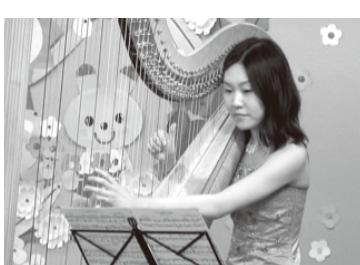


読書の感想を絵に表現する「第21回読書感想画中央コンクール」において船津小学校5年生森桜子(おうじ)

君が「エルフの木」で小学生高学年の部・自由読書部門の優秀賞を受賞しました。2月26日には東京都千代田区でその表彰式が行われました。

感想画は「かたあしだらうのエルフ」「おのきがく、ボプラ社」を題材にしたもので大きなダチョウが動物たちの子どもを敵から命がけで守りやがて木になるという内容です。毎年作品を出品してきた努力の結果、念願の受賞です。これからも活躍が期待されます。おめでとうございます。

濱田愛咲さんのハープの音色にいやされました。



3月2日、小立保育所



などテレビでよく流れる「崖の上のポニョ」が演奏されると子どもたちと一緒に歌い、とても楽しそうでした。愛咲さんが作詞した東京で発表された子守唄の作品はソプラノ歌手

孫たちからのプレゼントや誕生ケーキ、お花に囲まれてとてもうれしそうでした。「」長寿おめでとうございます。





# まちかど情報局

Street corner Intelligence Agency

の時田恵さんの歌とともに披露されました。親しみやすい曲で親子で心豊かにやさしい時間を過ごしました。

## 若彦トンネルで防災訓練を実施しました



富士河口湖町大石と笛吹市芦川を結ぶ若彦トンネルの開通式を前に、3月17日、大石側入口150m付近で交通事故が発生したとの想定で防災訓練が行われました。トンネル内災害の消防隊技術の向上と、関係機関との連絡体制の確立及び安全確保の習熟を図ることを目的とするものです。消防署、警察署、道路管理者である山梨県、地元の富士河口湖町、笛吹市が合同で参加し救急救助訓練、防災ヘリ、ドクターヘリ要請や消火訓練が行われるなど大きな事故を想定した訓練でした。

多数負傷者を知らせる目撃者からの第一報を受け、緊迫した状況で冷静に手際よく処理を行う様子が伺えました。

## 新しい消防車を整備しました

3月5日、交流センター前駐車場で多機能型消防車の入魂式が行われました。財団法人日本消防協会から交付を受けたこの消防車は船津分

富士河口湖町大石と笛吹市芦川を結ぶ若彦トンネルの開通式を前に、3月17日、大石側入口150m付近で交通事故が発生したとの想定で防

団に配属されることになつており、消火・防火活動のほか自然災害に対する救助活動への活用が期待されます。

車両はFRP製のボディを採用し、従来の車両よりコンパクトながら救助資材やAEDなど救急器材を備え、機能が充実し、大規模災害時に街中での消火活動や救助活動に幅広く活躍することができます。



だけのラベンダーの花畠を描いてみませんか？初心者の方でも大歓迎です。お気軽にご参加ください。

### ■日 時

4月17日(土)  
午後2時から

### ■料 金

2000円  
10cm×20cm

### ■サ イ ズ

30名(先着順となります)

### ●申込・問合先

河口湖ハーブ館  
TEL 72-3082

## 献血にご協力をお願いします。

輸血用血液には有効期限があります。血液が使われない日はありません。健康な皆さんの献血が必要です。

### ■日 時

4月21日(水)

### ■場 所

午前10時～正午、午後1時～3時  
町役場駐車場

### ■協 力

河口湖ライオンズクラブ

### 河 口 湖 商 工 会

※輸血用血液の安全対策として本人確認ができるものを持参してください。パソコン入力による情報確認のため、時間是要する場合があります。多くの皆様にご協力頂けますようお願いします。

### ●問合先 健康増進課

TEL 72-6037

## 押し花額縁特別講習会のお知らせ

河口湖ハーブ館からのお知らせ

### 「小立ひこばえの会」

リサイクル活動をなさっている「小立がらくた市の会(小林三枝子代表)」から、リサイクルマーケットなどの収益金の一部を町の福祉にお役立てくださいと100000円のご寄付をくださいました。

### 「小立ひこばえの会」

小立地区の「小立ひこばえ会」の代表の方が福祉のためにお役立てくださいと役場を訪れ75457円のご寄付をくださいました。



● ● ● ● ● ● ● ● 4月から行政組織が一部変更になります。● ● ● ● ● ● ● ●

町では、住民の多様なニーズに対応できるようにこれまでの組織を一部見直し、効率的な行政運営が出来るように行政組織を見直しました。

今回は、各課の名称などの変更と主な事務内容についてお知らせいたします。

変更となる課と事務内容

| 現在    | 変更後   | 主な事務内容                                                                                             | 電話番号    |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| —     | 政策局   | ・町の基本方針に関すること<br>・政策の立案に関すること                                                                      | 72-6023 |
| 総合窓口課 | 住民課   | ・戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録に関すること<br>・児童手当、国民年金に関すること<br>・国民健康保険に関すること【保険課から変更】<br>・高齢者医療に関すること【保険課から変更】 | 72-1114 |
| 保険課   | 健康増進課 | ・母子、成人保健に関すること<br>・予防接種に関すること<br>・子ども医療に関すること                                                      | 72-6037 |
| 建設課   | 都市整備課 | ・都市計画に関すること<br>・公園整備に関すること<br>・町営住宅に関すること<br>・土地区画整理事業に関すること                                       | 72-1179 |
| 都市整備課 |       | ・土木に関すること<br>・道路、河川整備に関すること<br>・防犯街路灯に関すること                                                        | 72-1976 |

変更のない課と事務内容（一部事務内容の変更があります）

|       |       |                                                                         |                                                       |         |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------|
| 総務課   | 総務課   | ・町への意見、要望、陳情に関すること<br>・選挙・公平委員会に関すること                                   | ・組織及び職員に関すること<br>・町財政に関すること                           | 72-1112 |
| 管理課   | 管理課   | ・町有財産に関すること<br>・入札、契約に関すること                                             | ・消防・防災・防犯に関すること<br>・自治会に関すること                         | 72-6013 |
| 企画課   | 企画課   | ・主要事業の総合調整に関すること<br>・広報広聴活動に関すること<br>・市民相談に関すること<br>・消費者行政に関すること        | ・地域情報化・行政情報化に関すること<br>・男女共生・国際交流に関すること<br>【生涯学習課から変更】 | 72-1129 |
| 税務課   | 税務課   | ・町税の賦課・徴収に関すること<br>(町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、遊魚税等)                           |                                                       | 72-1113 |
| 福祉推進課 | 福祉推進課 | ・障害福祉、高齢者福祉に関すること<br>・生活保護に関すること<br>・保育所に関すること<br>・子育て支援に関すること          | ・民生委員に関すること                                           | 72-6028 |
| 環境課   | 環境課   | ・環境美化に関すること<br>・廃棄物の処理、収集、運搬、再利用に関すること<br>・自然公園法に関すること<br>・湖の水質保全に関すること | ・畜犬登録に関すること                                           | 72-3169 |
| 農林課   | 農林課   | ・農業振興に関すること<br>・森林の整備・活用に関すること<br>・農林道の整備・治山に関すること<br>・鳥獣に関すること         | ・地籍調査に関すること<br>・農業委員会に関すること                           | 72-1115 |
| 観光課   | 観光課   | ・観光の振興に関すること<br>・商工業の振興に関すること                                           | ・労働・雇用に関すること                                          | 72-3168 |
| 水道課   | 水道課   | ・上下水道、温泉使用料金に関すること<br>・上下水道、温泉工事に関すること                                  | ・地下水の掘削に関すること                                         | 72-1620 |
| 出納室   | 出納室   | ・会計事務に関すること                                                             |                                                       | 72-3165 |
| 議会事務局 | 議会事務局 | ・議会運営に関すること<br>・議会広報に関すること                                              | ・監査委員に関すること【総務課から変更】                                  | 72-3167 |
| 学校教育課 | 学校教育課 | ・教育委員会に関すること<br>・学校教育に関すること                                             | ・学校施設・管理に関すること                                        | 72-6052 |
| 生涯学習課 | 生涯学習課 | ・社会教育に関すること<br>・青少年教育に関すること<br>・公民館活動に関すること                             | ・文化財に関すること<br>・社会体育に関すること<br>・スポーツ振興に関すること            | 72-6053 |
| 文化振興局 | 文化振興局 | ・芸術文化・活動の振興に関すること                                                       | ・文化芸術・芸能団体に関すること                                      | 72-5588 |



65歳以上のみなさん、健康づくりのために運動をはじめてみませんか？

# 新規 参加者募集中！



いつまでもいきいきと自分らしく生活するために、積極的に身体を動かし、生活の中に運動を取り入れてみましょう。

町では平成22年度、下記の通り介護予防教室を開催します。気軽に参加してみましょう。

## ■高齢者体力づくりセンター「健康プラザ」(1階：歩行浴、2階：きてみて実践室)

| 教室名                      | 対象者                              | 開催日時                                         | 内 容                                                                                   |
|--------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 元気いっぱい<br>教室<br>(健康体操教室) | 65歳以上の方                          | 毎週火曜日・金曜日<br>午前11時～12時<br>4月9日(金)から開始        | ボールを使った体操、足裏マッサージ、青竹ふみ体操など無理なく楽しく体を動かします。<br>健康運動指導士が指導します。                           |
| 水中<br>ウォーキング             | 65歳以上の方                          | 毎週火曜日・金曜日<br>午後1時30分～2時<br>4月9日(金)から開始       | 歩行浴を使って膝や下肢に負担がかからない水中でのウォーキングを行います。<br>健康運動指導士が指導します。                                |
| 転ばぬ先のつえ<br>教室            | 要介護状態となる恐れがあり、運動器の機能向上が必要と考えられる方 | 毎週水曜日<br>午前10時～<br>11時30分<br>4月14日(水)から開始    | 全身の筋力アップと柔軟性や歩行能力を高める運動を行い、骨折につながりやすい転倒やつまずきを予防します。<br>老人保健施設「はまなす」理学療法士、作業療法士が指導します。 |
| パワフル<br>筋力アップ教室          | 65歳以上の方                          | 毎週木曜日<br>午前10時30分～<br>11時30分<br>4月15日(木)から開始 | 家庭でも実践できるストレッチ運動や体操を楽しく学び、筋力やバランス能力の維持・向上を図ります。<br>健康運動指導士が指導します。                     |

## ■出張所や公民館などで高齢者の健康教室を開催しています。

65歳以上の高齢者はどなたでも参加できます。気軽に参加してみましょう。

| 教室名          | 対象地区               | 開催場所               | 開催曜日・時間<br>(★祝日はお休みになります) | 開催日時・内容                       |
|--------------|--------------------|--------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 筋力アップ教室      | 足和田地区              | 足和田出張所             | 毎週月曜日<br>午前10時～11時30分     | 筋力アップ運動、ストレッチ<br>4月19日(月)から開始 |
|              | 船津地区               | 上の段中<br>公民館        | 毎週火曜日<br>午前10時～11時30分     | 筋力アップ運動、ストレッチ<br>4月20日(火)から開始 |
|              |                    | 浜町公民館              | 毎週水曜日<br>午前10時～11時30分     | 筋力アップ運動、ストレッチ<br>4月21日(水)から開始 |
|              |                    | 富士見町<br>公民館        | 毎週月曜日<br>午前10時～11時30分     | 筋力アップ運動、ストレッチ<br>4月19日(月)から開始 |
|              | 大石地区               | 大石出張所              | 毎週木曜日<br>午前10時～11時30分     | 筋力アップ運動、ストレッチ<br>4月15日(木)から開始 |
|              | 河口地区               | 河口出張所              | 毎週金曜日<br>午前10時～11時30分     | 筋力アップ運動、ストレッチ<br>4月16日(金)から開始 |
| 上九一色地区       | 上九一色<br>コミュニティセンター | 上九一色<br>コミュニティセンター | 第1・第3 水曜日<br>午後2時～3時      | 筋力アップ運動、ストレッチ<br>4月7日(水)から開始  |
| 水中<br>ウォーキング | 上九一色地区             | 上九一色<br>コミュニティセンター | 第2・第4 水曜日<br>午後2時～3時      | 歩行浴を使った水中での運動<br>4月14日(水)から開始 |

●各種教室の詳しい問合せ、申込み先： 健康増進課 在宅介護係 TEL:72- 6037

## 健康のまちづくり

## = 4月29日は町民皆歩の日 =

「健康のまちづくりウォーキング大会」を開催します。

**“おいしい空気をすいながら 気分フレッシュ、ウォーキング”**

(健康のまちづくりスローガン入選作品)

「健康づくり」は歩くことからはじめます。町では、毎年4月29日を「町民皆歩の日」と定め、町民の健康増進を目的とした町民スポーツとしての『ウォーキング』を積極的に勧めています。

今回も、自然に親しみながら体力の向上をめざし、参加者同士のふれあいと親睦を深めることを目的に「健康のまちづくりウォーキング大会」を開催します。家族・友達・近所お誘い合わせのうえ、多くの皆様の参加をお願いします。

- 開催日時 4月29日
- 集合場所 八木崎公園広場
- 受付 午前8時30分～
- 出発式 午前9時
- スタート 午前9時30分
- 持ち物 水筒 副食 雨具

◆コース

八木崎公園 ⇒ 湖畔遊歩道 ⇒ 大池公園 ⇒ 湖畔遊歩道 ⇒ 産屋ヶ崎 ⇒ 河口湖大橋(右折) ⇒ 湖畔遊歩道 ⇒ 八木崎公園 ⇒ 湖畔遊歩道 ⇒ シックコゴ公園(約7.3km)

◆当時は、シックコゴ公園においてやぶさめ祭りが開催されます。祭りではとん汁と甘酒のサービスがありますので、ゴール後は祭りとともに楽しんでください。なお、用意した数には限りがありますのでご了承ください。

※参加料は無料で傷害保険に加入します。

※雨天の場合は中止します。(防災無線でお知らせします)

※幼児・小学校低学年の参加は、父兄同伴をお願いします。

※健康のまちづくり事業の一環として「健康のまちづくりウォーキング大会」を年に数回予定しています。通算4回参加された方には、記念品を用意いたします。今回から参加される方も対象になりますので、奮ってご参加ください。



●問い合わせ先 健康増進課 TEL2-6037

＊新ごぼうの旬といえば初夏でしたが、今は4月～5月と言われています。  
春のごぼうは香りとやわらかさが特徴です。  
ごぼうに多く含まれる食物繊維は、腸の働きを整えたり、コレステロールの増加を抑えます。旬のごぼうを食べて生活習慣病を予防しましょう。

| 《材 料》 |        |
|-------|--------|
| ごぼう   | 中1本    |
| 片栗粉   | 大さじ1～2 |
| 揚げ油   | 適量     |
| 砂糖    | 大さじ1   |
| 醤油    | 大さじ1   |
| 酢     | 大さじ1   |
| 糸唐辛子  | 適量     |



簡単一品料理

食生活改善推進員会のおすすめ  
ごぼうの甘酢がらめ

## 町役場からのお知らせ

### 税務課からのお知らせ

|                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>平成22年度 固定資産税の縦覧・閲覧</b>                                                                    |
| <b>■ 固定資産税の縦覧</b>                                                                            |
| 縦覧は、固定資産税の納稅義務者が「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により他の土地や家屋に関する価格(評価額)と比較し、自己の土地や家屋に関する価格(評価額)が適正かどうかを判断する制度です。 |
| <b>■ 縦覧期間</b>                                                                                |
| 4月1日(木)～30日(金)[土日・祝日を除く]午前8時30分～午後5時30分                                                      |
| <b>■ 縦覧場所</b>                                                                                |
| 富士河口湖町役場1階 税務課                                                                               |
| <b>■ 対象者</b>                                                                                 |
| (1) 富士河口湖町内に土地または家屋を所有する納稅義務者<br>(2) 納稅義務者から委任を受けた代理人                                        |
| ※固定資産税の課税されない方は有料での縦覧になります                                                                   |
| <b>■ 縦覧内容</b>                                                                                |
| 土地の場合 所在・地番・地目・地籍・価格(評価額)<br>家屋の場合 所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格(評価額)・築年数                             |
| <b>■ 必要な物</b>                                                                                |
| 縦覧に来る方の本人確認できるもの、(代理申請の場合は委任状)                                                               |
| ※縦覧したい土地・家屋の所在・地番で申請してください。縦覧は無料ですが、コピー・撮影はできません。                                            |
| ※趣旨に反するような申請はお断りする場合があります。                                                                   |
| △ 固定資産税の閲覧(縦覧期間中)                                                                            |
| 縦覧期間中は、平成22年度の固定資産課税台帳(名                                                                     |

寄帳)を無料で閲覧することができます。  
■期間・場所・時間 (前記の縦覧と同じです)

■対象者  
(1) 富士河口湖町内に土地、家屋または償却資産の所有者

(2) 納稅者から委任を受けた代理人

※現在お持ちの「国民健康保険高齢者受給者証」を  
ご確認下さい。

### 特定理由離職者等の方の軽減制度

平成22年度分から軽減されます

■対象 雇用保険の特定受給者・特定理由離職者としての失業給付を受ける方。

■概要 保険税は、前年の所得などにより算定しますが、対象となる方の所得を軽減して算定いたします。

※軽減を受けるには申請が必要です!

●申請・問合先 住民課国民健康保険担当  
TEL 72-1111(代)

◎なお、その他の方は、有料(300円)にて、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができます。

※無料で閲覧できます。必要な方にはコピーするともできます(1枚100円)。

### 健康増進課からのお知らせ

平成22年4月1日診療分から  
「子ども医療費の助成」は  
15歳までになりました。

町では、「これまでの「乳幼児医療費助成金支給事業」を「子ども医療費助成金支給事業」に改め、支給対象年齢を通院・入院とも15歳(中学3年生相当年齢)まで拡大することになりました。

●有効期限は  
入院・通院の場合とも15才に達した最初の3月31日まで

70～74歳の方の窓口負担については、平成22年4月から2割負担に見直されることになりました。  
たが、1割負担に据え置かれることになりました。

●対象  
国民健康保険にご加入の70～74歳の方(既に3割を負担されている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます)

### 住民課からのお知らせ

国民健康保険からのお知らせです  
△高齢者医療制度  
70～74歳の方の窓口負担が1割に据え置かれます。

(代理申請の場合は委任状)

※縦覧したい土地・家屋の所在・地番で申請してください。縦覧は無料ですが、コピー・撮影はできません。

※趣旨に反するような申請はお断りする場合があります。

△ 固定資産税の閲覧(縦覧期間中)

縦覧期間中は、平成22年度の固定資産課税台帳(名

※申請がまだ済んでない保護者の方、受給資格者証

(1)子どもの健康保険証か子どもの健康保険証をコピーレしたものを1通

(2)印鑑

期間  
平成22年4月～平成23年3月までの1年間

の交換交付がまだ済んでない保護者の方は、お早めに手続きをしてください。  
※各出張所では申請のみ受け付け、交付は後日となります。

### ■窓口無料化とは

受診の際、ピンクの受給資格者証を保険証とともに病院や薬局、歯科医院の窓口に提示することにより保険給付に関する医療費は窓口無料（保護者は病院で医療費を支払わなくてよい方法）となります。ただし、入院時食事療養費、保険適用外（健診・予防接種・文書料など自費分）及び交通事故など第三者行為に該当するものは、助成の対象にはなりません。

■一度支払つてから口座に助成金を受け取る場合は次の場合は、窓口無料ではなく保護者がいつたん医療機関へ支払つた後領収書等を添付のうえ申請しますと保護者の口座に助成金が支給されます。なお、申請の有効期間は受診後2年間ですのご注意下さい。

### ○山梨県外の医療機関で受診した場合

○医療機関の窓口でピンクの受給資格者証を提示しなかつた場合

### ○はり、きゅう、整体、接骨院等で受診した場合

○加入している保険が国保組合（全国歯科医師・全  
国土木建築・中央建設国保組合を除く）の場合

※学校内で生じたけがなどは、日本スポーツ振興セ  
ンターの給付金を優先しますので、必ずいつたん  
医療機関に支払つてください。

### ■受給資格者証の記載内容が変わつた場合は

ピンクの受給資格者証の記載内容に誤りがあると、窓口無料となりません。次の場合は町役場に変更申請の手続きをしてください。新しい受給者証と

交換になります。

○加入している保険が変わったとき・保険証の記載内容が変わったとき

○引っ越しして住所が変わつたとき（町内転居）  
○氏名が変わつたとき

### ■受給資格が消滅した場合は

受給資格が消滅したら、役場に受給資格者証を返却してください。

○受給者証の有効期間が過ぎたとき

○富士河口湖町から転出するとき

○生活保護・重度心身障害者医療費助成金・ひとり親家庭医療費助成金を受けるようになつたとき

●問合先 健康増進課 TEL 72-6037

### 4月1日から健康プラザ・タラソ棟の 使用料金が改定されました！

#### 昨年実施したタラソ棟利用者アンケート結果などから、

より利用しやすい料金でさら  
に多くの住民の方に利用して  
いただくため、使用料金を改  
定します。施設内には、「10倍  
海水」浴槽、「2倍海水」浴槽「岩  
盤浴（温熱ドーム付き）」があ  
ります。水着、バスタオル、タオルを「持参の上、健  
康づくりなどにご活用ください。



### 男性料理教室

#### （男料チャレンジ会）よりお知らせ

「男料チャレンジ会」は名  
の通り、男性が料理にチャレ  
ンジするグループです。月に  
1回のペースで調理実習と  
試食、必要に応じて食事バラ  
ンスのとり方や生活習慣予  
防等の学習を行っています。

3月16日（火）には和食料  
理を実習し、かれいの煮つけ  
をつくりました。活動は、基本的に毎月第3火曜日  
の午前中、勝山ふれあいセンターの調理室で行つて  
おり、次回は4月20日です。興味のある方は是非、こ  
の機会と一緒に料理を始めてみませんか？

●申込・問合先 健康増進課 TEL 72-6037

水には、百種類以上のミネラルが一定のバランスで  
含まれているため、心と体を調整する作用があると  
いわれています。この施設では2種類のタラソが利  
用できます。

### ■『10倍海水』（本にがり）1人用

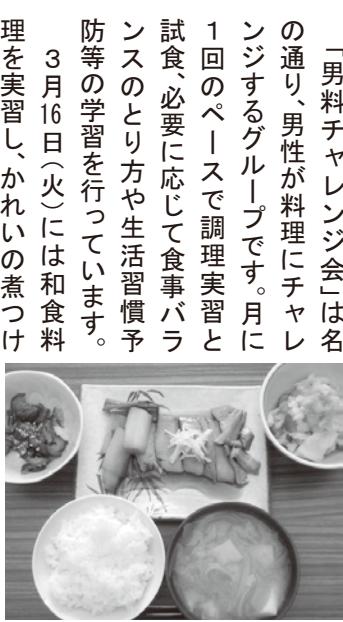
沖縄県石垣島の海水から精製した天然の本に  
がりを使用しており、浮力が体験できます。

### ■『2倍海水』8人用

モンゴル国から輸入した塩などを用いて、海水  
の2倍濃度溶液を人工的に再現しています。長時  
間の入浴が可能です。

### ■『岩盤浴』3人用（温熱ドーム使用は2人）

遠赤外線を放射し、体を芯から温め新陳代謝を  
活性化させ、老廃物を对外に排出し、血行促進、自  
律神経の調整作用があると言われています。



タラソとは、ギリシア語で「海」を意味します。海

※健康プラザの使用料金は変更ありません。

【施設のご案内】

○町民 200円

○資産保有者 300円

## 環境課からのお知らせ

### 住宅用エコキューの設置に補助を開始

町では、地球温暖化防止へ向けた地域のCO<sub>2</sub>排出抑制の取り組みとして19年度より太陽光発電設置に対して補助金（一件につき5万円）を交付してきましたが、さらに多くの皆さんに省エネ・低CO<sub>2</sub>排出のライフスタイルを実践していただくために、特にエネルギー効率が高く環境にやさしい給湯器である自然冷媒ヒートポンプ給湯器「エコキュー」の設置を奨励する「富士河口湖町住宅用エコキュート導入補助金交付制度」を新たに設け、4月以降この装置を設置した皆さんに対しその費用の一部を補助いたします。

#### ■主な概要

- ・補助対象は町内に居住し、平成22年4月1日以下エコキューを自宅に設置した町民。
- ・補助額はエコキュー導入一件につき1万円。
- ※申請の受付は先着順を行い、100件を超えた時点で受付は打ち切りとさせて頂きます。

☆エコキューとは、空気の熱でお湯を沸かすヒートポンプという原理を利用した新時代の給湯器として開発され、常温の大気からでも熱を集めることが出来る冷媒に熱交換器で熱を集め、その冷媒をコンプレッサーで圧縮してさらに高温にし、高温になつた冷媒の熱を水に伝えるしくみでお湯を沸かし、高効率で熱エネルギーを得ることができます。

### ●問合先 環境課資源保全係 TEL72-3169

**富士河口湖町クリーンアップキャンペーン**  
湖畔を中心に、町全域について一斉に清掃を実施することにより、美化意識の高揚と河口湖及び西湖、精進湖、本栖湖の環境美化を図りましょう。これま

で河口湖・西湖クリーンアップキャンペーンとして行なつていたものを、エリアを拡大し「富士河口湖町クリーンアップキャンペーン」として実施しています。

#### 【河口湖地区】

■日 時 4月18日(日) 午前8時30分～

※雨天の場合は中止。防災無線等で連絡します。

#### ■場 所 船津地区 小立地区 大石地区

大池公園に集合  
八木崎公園に集合

#### 河口地区 河口湖美術館駐車場に集合

※勝山地区、足和田地区、上九一色地区については、時間・場所等をチラシでお知らせします。

### ●問合先 環境課 TEL72-3169

## 都市整備課からのお知らせ

### 民間建築物の

#### アスベスト除去工事等への補助

#### 建築物の吹付けアスベスト等の調査や除去工事

等(除去、封じ込め又は囲い込み)を行う場合、その費用の一部を補助する制度です。

#### ■対象となる建築物

◇調査事業 町内にある全ての建築物が対象

◇除去等事業 多数の者が利用する建築物で、共同で利用する部分に限ります。

(例・店舗、事務所、工場、駐車場など)

※解体を予定している建築物は、補助対象にはなりません。

#### ■補助金額

◇調査事業 アスベスト含有の有無に係る調査の費用。補助対象経費の10／10以内の額。ただし、25万円を上限とします。

◇除去等事業 除去、封じ込め又は囲い込みの費用。

補助対象経費の2／3以内の額。ただし、300万円を上限とします。  
※補助金の申請にあたつては、補助対象範囲等の確認のため、事前に相談ください。「配置図」「平面図」「現況写真」など状況がわかる資料をお持ちください。

#### ●問合先

・補助金交付申請に関する」と

町役場 都市整備課 TEL72-11976

・建設に使われているアスベストに関する」と  
富士・東部建設事務所 建築住宅担当  
TEL055422-7817

## 木造住宅の無料耐震診断及び 耐震化支援事業への補助

町では、お住まいの住宅についての安全性を高めるために、木造住宅の「無料耐震診断」及び「耐震化支援事業」の補助を実施しています。この機会に是非お申し込みください。

#### ■木造住宅の「無料耐震診断」

◇内容 木造住宅の安全性を確認するための無料耐震診断。

#### ◇対象住宅

○昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の住宅。

○併用住宅の場合は、述べ床面積の過半が住宅として使用されている住宅。

※右記の条件を満たしても規模・仕様等で対象にならない場合もあります。

#### ■木造住宅「耐震化支援事業」

診断の結果「耐震性なし」と判断された住宅を対象

#### ①耐震改修事業

◇対象事業 耐震診断による総合評点が1.0未満の木造住宅を改修し、総合評点を1.0以上にあげる改修工事を対象。

- ◇補助金額 最大で80万円（高齢者・障害者世帯は最大で100万円）
- ②耐震性向上型改修事業
- ◇対象事業 耐震診断による総合評点が0・7未満の昭和47年12月以前に着工された木造住宅を改修し、総合評点0・7以上1・0未満（0・3以上向上）にする改修工事を対象。
- ◇補助金額 最大で80万円（高齢者・障害者世帯は最大で100万円）
- ③耐震化建替事業
- ◇対象事業 耐震診断による総合評点が1・0未満の木造住宅を解体し、町内に新たに住宅を建築する工事を対象。
- ◇補助金額 最大で80万円（高齢者・障害者世帯は最大で100万円）
- ④耐震シェルター設置事業
- 寝室等に設置し住宅本体が倒壊しても、生命を守るために安全な空間を確保するための装置
- ◇対象事業 耐震診断による総合評点が0・7未満の木造住宅に耐震シェルターを設置する工事を対象。
- ◇補助金額 最大で24万円（高齢者・障害者世帯は最大で30万円）
- ※前記以外にも諸条件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。
- 問合先 都市整備課 TEL72-1976
- 町営住宅『大嵐団地』入居者募集
- 大嵐地区にあります町営住宅大嵐団地の入居者を募集します。（※町営住宅は住宅に困っている一定の基準内所得の人たちに低廉な家賃で供給するため、国の補助を受けて建設している住宅です。そのため公営住宅法や町条例で定められた入居資格

を満たしていなければ入居することができません。）

#### 1 募集住宅

・富士河口湖町大嵐地内『大嵐団地』

・鉄筋コンクリート造・オール電化仕様

・3DK(71.7m<sup>2</sup>)・駐車場2台

・募集戸数 1戸

3 住宅の家賃等

○家賃 28000円～41600円程度

○敷金 家賃の3ヶ月分

○その他 共益的な経費がかかる場合あり

#### 4 入居資格

(1)町内に住所又は勤務場所を有する方で、住宅に困窮していることが明らかな方。（原則として、持家のある方、公営住宅など公的住宅にお住まいの方及び過去に公営住宅を不正に使用したことがある方は申し込むことができません）

(2)入居を申し込みられる世帯の収入が法及び条例に定められた基準内であること。（世帯全員分の合計の月額所得が158000円以下であること。ただし、同居親族の人数により控除あり）

(3)同居しようとする家族を含めて、税金及び使用料、分担金、負担金、貸付金等の納付義務のある税及び使用料等の滞納がない方。

(4)現に同居し又は、同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。

(5)連帯保証人は富士河口湖町在住の方2名。

(6)その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

(7)その他 法令等に定められている方。

備課に申し込みをしてください。（郵送不可）

申込書（都市整備課窓口にあります）に必要事項を記入し、必要な書類をそろえて受付期間内に都市整備課に申し込みをしてください。（郵送不可）

※申し込み時に必ず提出していただく書類はお問い合わせ下さい。

#### 1 募集住宅

6 入居開始日 平成22年5月末（予定）

7 入居申込受付期間及び場所

平成22年4月5日（月）～4月23日（金）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

（土曜・日曜日は除く）

●提出・問合先 都市整備課

TEL72-1967

### ★5月の広報誌は、5月13日（木）に発行します！

テレビ版“こうほう「富士河口湖」”の放送時間とチャンネルが4月から一部変更となります。また、番組に対する意見、情報提供などお気軽にご連絡下さい。

町役場企画課：TEL72-1129

◆テレビ版 こうほう「富士河口湖」は、河口湖有線テレビと北富士有線テレビでご覧いただけます。

河口湖有線テレビ放送 ○チャンネル デジタル111 アナログ 9

放映時間 毎週日曜日～水曜日 午前6時30分～、午前7時30分～、午後0時30分～、午後5時30分～、午後8時30分～、午後11時30分～

北富士有線テレビ放送 ○チャンネル デジタル111 アナログ 9

放映時間 月曜日～金曜日 午後2時30分～3時、  
月曜日～土曜日 午後7時～7時30分

## 県などからのお知らせ

### 富士・東部保健福祉事務所からのお知らせ

#### 不正大麻・けしの撲滅について

アサは、昔から丈夫な纖維(茎)がとれる植物として栽培・利用されてきましたが、その花や葉(大麻)には幻覚などを引き起こす成分を含んでおり、これら成分の乱用によって身を滅ぼすことにもなりかねません。このため、法律で無許可の栽培や所持等は禁止されています。

けしについても、春から夏にかけて色あざやかで美しい大きな花を咲かせ、観賞用の植物として人気があります。しかし、けしの仲間には、麻薬成分を含んでいるものもあり、法律で栽培は禁止されているものがあります。

一般的に見分けが困難なものもあるため、山梨県のホームページに写真を掲載しておりますので参考にしてください。また、不正栽培や自生している大麻・けしを発見した場合は、すみやかに、保健所または警察署へ連絡して下さい。

- 問合先 衛生課 TEL 24-9033

### 看護師等再就業相談

結婚、出産、育児、介護などによって職場を離れた看護師等の皆様、今はどうしていますか。あなたの再就業が期待されております。

看護師等の仕事は、医療の進歩や介護需要の増大などにより、就職が厳しい昨今であつても、高い求人率です。

離職してからの期間が空いていることにより不安を抱いている方には、病院における最新の看護業

務の習得と職場復帰をサポートするための実務研修に参加して頂く機会もあります。

また、県内の求人情報も提供していますので、自分に合った職場を選ぶことができます。

これまでの経験を生かして再チャレンジしていく您可以あります。

◆保健師、助産師、看護師、准看護師の免許所有者  
※個人情報は厳守

- 問合先 健康支援課 TEL 24-9034

### 労働委員会からのお知らせ

#### 「労働組合との団体交渉は拒否できません」

労働組合のない企業の労働者が、ユニオンや合同労組の名称が付いた労働組合に加入し、解雇などについて団体交渉を申し込む場合がありますが、使用者は団体交渉に応じなければなりません。

団体交渉が行き詰まつた場合、労使いずれかのあつせんの申請を受け、労働委員会は双方の主張や問題点を整理して、紛争の解決にあたります。秘密は厳守し、費用は一切かかりません。

- 問合先 山梨県労働委員会 TEL 0555-223-1827

### 甲府地方気象台からのお知らせ

#### 大雨などの気象警報を市町村」とに発表します!!

気象庁では、5月27日(予定)から、気象警報・注意報を市町村を対象として発表します。現在は、富士河口湖町に災害発生のおそれがある場合、富士河口湖町を含む「山梨県」、「東部・富士五湖」、あるいは「富士五湖」に対して警報・注意報を発表していますが、5月

27日からは、「富士河口湖町」を明示して発表します。

なお、テレビやラジオなどで大雨や洪水などの警報・注意報が放送されるときは、画面に表示できる文字数や読み上げ可能な文章の範囲内で伝える必要があります。「これまでどおりの地域名で放送される場合があります。

市町村」との気象警報・注意報の詳細な内容は、気象庁ホームページ(アドレス <http://www.jma.go.jp/>)や国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/index.html>)に掲載する予定です。

- 問合先 甲府地方気象台防災業務課 TEL 0555-222-9101

### 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合からのお知らせ

- 問合先 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合からのお知らせ TEL 0555-222-9101

### 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合からのお知らせ

#### 4月1日から、コケモモ・オニクの入山鑑札交付が一部変更となります。

○変更点 コケモモ・オニクを他人に販売(加工も同じ)することを目的の採取を禁止いたします。ただし、自身で処理する採取については今までどおり可能です。

○目的 近年富士山に自生するコケモモ・オニクが減少しています。「これらの植物は希少植物であり、絶滅危惧種にも選定されています。そこで、組合では保護のため、他人に販売する目的の採取を禁止し、乱獲を防ぎ生息を助長させることとしたものです。

- 問合先 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合 南都留郡鳴沢村3126 TEL 0555-85-2013